

2025年5月1日
東京MOU事務局

2024年年次報告書を公表しました

～航行停止処分が対前年0.6ポイント減も以前高く、10年前の水準～

東京MOU事務局では、1年間の東京MOUの活動状況や加盟当局のポート・ステート・コントロール（PSC）の実施結果等を取りまとめた年次報告書を毎年公表しています。

今般、30回目の年次報告となる2024年の年次報告書（Annual Report 2024）を取りまとめ、本日、英文ウェブサイト（<http://www.tokyo-mou.org>）に掲載、公表しました。

2024年年次報告書の主な内容は下記のとおりです。

記

1. 2024年の活動状況

(1) PSC検査結果（下記2「2024年のPSC検査実施結果」参照）

航行停止処分率が3.71%と、2023年の4.32%に比べて0.6%減少しましたが、COVID-19パンデミック前の水準と比べると依然高く、10年前（2014年）の3.96%と同様の依然高い処分率となりました。

また、過去1年に3回以上航行停止処分を受けた船舶（Under-performing ships）についても50隻と、2023年の27隻に比べて1.9倍となっており、2014年の61隻に匹敵する隻数となっています。

COVID-19パンデミック後の傾向として、このようなサブスタンダード船の増加が顕著に表れており、改善に向けての関係者の努力が不可欠です。

(2) 船員の賃金及び雇用契約に関する集中検査キャンペーン（CIC）

船員の賃金及び雇用契約に関する集中検査キャンペーンを2024年9月1日から11月30日までパリMoUと合同で実施しました。期間中、域内において6,580隻の船舶についてCIC質問票による検査を実施し、そのうち20隻の船舶がCICに直接関係する不適合により航行停止処分を受けました。このCICに直接関係する航行停止処分率（航行停止処分隻数／検査隻数）は0.3%でした（期間中の全体の航行停止処分率は3.65%）。CICに関して指摘された欠陥の16%は署名された船員の雇用契約の欠落であり、28%は船上における船員への雇用条件情報開示の不適切でした。

(3) PSC委員会の開催

PSC委員会は、東京MOUの加盟当局・準加盟当局・オブザーバーにより構成され、原則として年1回開催され、東京MOUの重要事項を決定しています。PSC委員会の第35回会合を2024年11月11日～14日に韓国（仁川）において開催しました。

同会合の主な決定事項等は以下のとおりです。

- ① 船舶による関連条約の規定の順守をより一層促進するため、高評価及び低評価の船舶管理会社等の公表
- ② 2023年に実施した火災安全に関するCICの報告書の承認
- ③ 旗国の評価に係るMOUの改正採択
- ④ 電子証書等の事前検査に関するガイドライン及びIPコードに関するガイドラインを新たに採択
- ⑤ 漁船のPSC検査結果に関するデータベース（APFISH）の正式運用開始を承認
- ⑥ 一部の旗国及びROによる条約の規定で許容された範囲を逸脱する証書の有効期限延長等の条約の不適切な運用及び特定の旗国から寄港国へのPSC検査における船舶の拘留回避を目的とした働きかけへの重大な懸念表明
- ⑦ PSC委員会に併せ、産業界と東京MOU加盟当局との意見交換の場として「インダストリーフォーラム」を開催（ACS、ASA、IACS、ICS、INTERTANKO及びITFの代表が参加）

（4）技術協力事業

2024年に実施した技術協力事業は以下のとおりです。

- ① 一般研修
 - オンライン方式での事前学習（4月～7月）及び対面方式での日本研修（横浜での1週間の座学研修及び各地方運輸局等での2週間の船上研修）（8月～9月）
 - 参加者：18国・地域から19名
- ② 専門研修
 - IGCコードをテーマに中国（寧波）で実施（9月）
 - 参加者：18国・地域から41名
- ③ セミナー
 - (ア)対面
 - 機関のメンテナンスに関する検査強化等をテーマとする発表・意見交換をニュージーランド（オークランド）で実施（2月）
 - 参加者：19国・地域から31名
 - (イ)オンライン
 - オンライン方式で集中検査キャンペーン（CIC）（2023年の火災安全に関するCICの結果及び2024年の船員の賃金及び雇用契約に関するCICのガイドライン）等に関する講義を実施（7月）
 - 参加者：28国・地域から50名
- ④ 専門家派遣研修
 - 対面方式で次の4か国について実施。

- パナマ（6月、日本から派遣）
- バヌアツ（6月、中国から派遣）
- フィジー（9月～10月、オーストラリアから派遣）
- マレーシア（10月、日本から派遣）

⑤ P S C検査官交流研修

- 対面方式で次の6件を実施
 - 香港から日本に派遣
 - ロシアから香港に派遣
 - 香港からメキシコに派遣
 - 日本からシンガポールに派遣
 - メキシコからニュージーランドに派遣
 - カナダから日本に派遣

(5) I M O、他地域P S C協力組織との協力

- I M OのI M O規則実施小委員会、パリM o U等他地域P S C協力組織の会合に出席し、世界的に調和のとれたP S Cの実施に向け積極的に貢献しました。

2. 2024年のP S C検査実施結果

(1) 概況

2024年（1～12月）の域内のP S C検査（初回検査）は、107の旗国の18,655隻に対して、総数で32,054件実施しました（対前年（30,887件）比3.8%増）。32,054件の検査のうち、19,967件の検査で不適合が確認・指摘されました。なお、2024年には28,137隻の外国船舶がアジア太平洋域内の港に寄港したと推定されるので、同年における域内全体の検査実施率は約66%となります。

(2) 不適合指摘数

指摘された不適合総数は77,526件と検査件数の増加もあり前年（75,867件）より2.2%増加しました。検査1件当たりの不適合指摘数は2.4件となります。指摘された不適合を範疇ごとに見ると、火災安全措施が最も多く、次いで、救命設備、労働及び生活条件及び航行安全関係でした（**図1**参照）。

(3) 航行停止処分件数

航行停止処分件数は、67の旗国に係る1,189件（前年1,334件）と前年に比べ10.9%減少しました。航行停止処分の要因としては、換気装置の水密・風密に関する不適合、固定式消火装置に関する不適合及びISMコードに関する不適合が最も多いものとなっています。（**図2**参照）

(4) 旗国パフォーマンス

登録船舶の航行停止処分率の平均値（過去3年間）を基に旗国のパフォーマンスを統計処理により算出しその結果に応じ、Black/Grey/Whiteに分類した表を毎年の年次

報告に掲載し、検査対象船舶の選定に活用しています（統計処理手法の限界により過去3年間の検査件数が30件以上の旗国を対象）が、ブラックリストに掲載された国は13か国（前年は11か国）と前年から増加しました。ワースト1位はカメルーンとなり、タンザニア、セントクリストファー・ネイビスがこれに次いでいます（表1）。

（5）ROパフォーマンス

RO（認定検査機関）に対する評価では、“low”が‘Cosmos Marine Bureau’及び‘Union Bureau of Shipping’の2機関（前年同）で、“medium”及び“high”がそれぞれ12機関（前年8）及び17機関（同18）でした。



2024年域内PSC検査における不適合事例
（左：貨物艙におけるバラストタンクからの水の吹出し、
右上：不適切なゴミの保管、右下：甲板上の管の腐食）

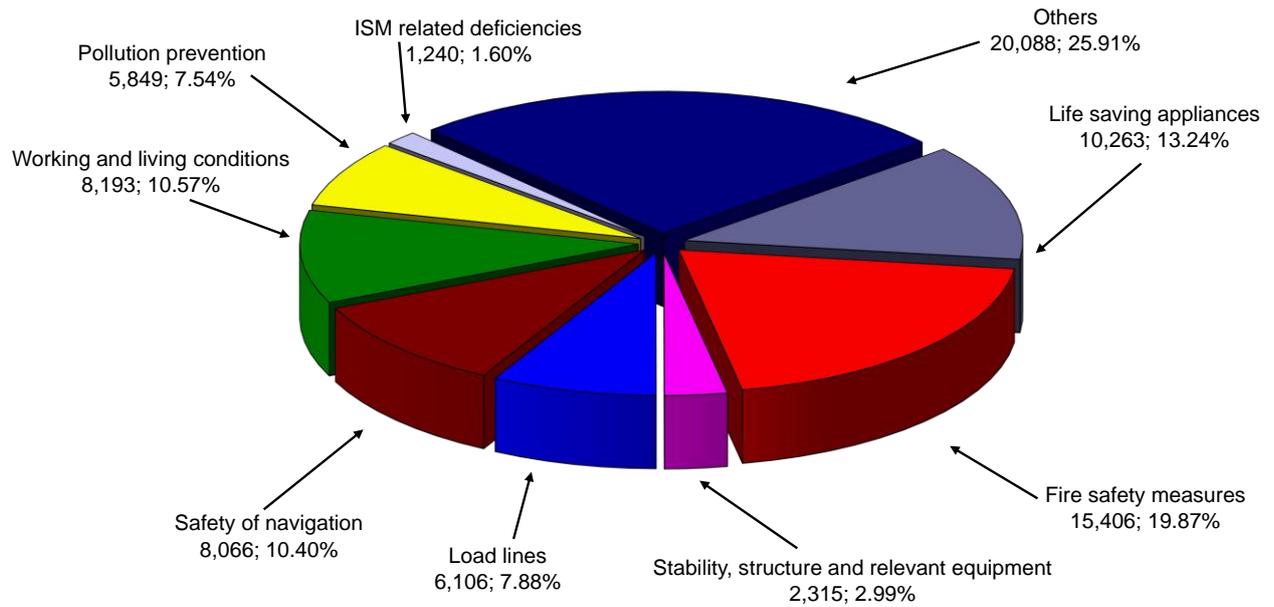


図1 2024年PSC検査で指摘した欠陥の種類別構成

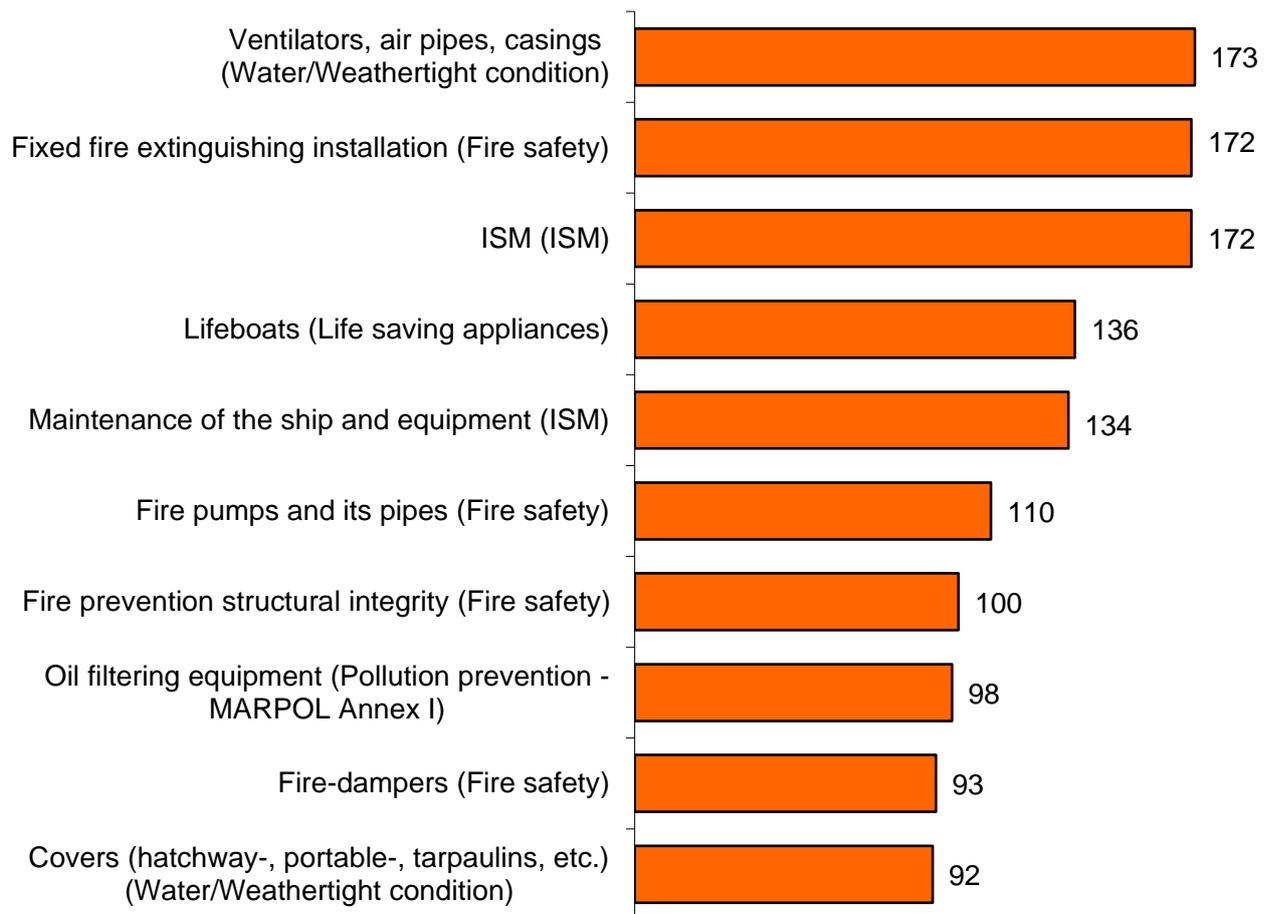


図2 2024年PSC検査で指摘した拘留要因となった欠陥の種類別件数

2024年ブラックリスト国
カメルーン
タンザニア
セントクリストファー・ネイビス
トーゴ
クック諸島
シエラレオネ
パラオ
イラン
モンゴル
ベリーズ
サントメ・プリンシペ
コモロ
ジブチ

表1 2024年ブラックリスト掲載国

お問合せ先

(公財) 東京エムオウユウ事務局

03-3433-0621

担当：久保田・寧（ニン）

Editor's note

東京MOU：ポート・ステート・コントロールに関するアジア太平洋地域協力協定（Memorandum of Understanding on Port State Control in the Asia-Pacific Region）の略で、P S Cを効果的に実施するため、検査方法の統一、検査情報の共有等を図るための地域協定。2025年5月1日現在、以下の22の当局がメンバーとなっている。また、7の当局及び10のI G Oがオブザーバーとなっている。事務局は東京、データセンター（A P C I S）はモスクワに所在。

メンバー：オーストラリア、カナダ、チリ、中国、フィジー、香港（中国）、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、マーシャル諸島、メキシコ、ニュージーランド、パナマ、パプアニューギニア、ペルー、フィリピン、ロシア、シンガポール、タイ、バヌアツ、ベトナム

オブザーバー：カンボジア、北朝鮮、マカオ（中国）、サモア、ソロモン諸島、トンガ、U S C G、I M O、I L O、パリM o U、インド洋MOU、黒海MOU、リヤドMOU、カリブ海MOU、アブジャMOU、地中海MOU、Viña del Mar Agreement（南米MOU）

ポート・ステート・コントロール（P S C）：海上人命条約、海洋汚染防止条約等で認められている寄港国の権利として実施する外国船舶への立入検査のこと。海上安全、海事保安、海洋環境保護、船員の作業・居住条件に関する条約の規定に適合しているかを確認し、著しい不適合が認められた場合には、航行停止処分（detention）を行うことができる。条約の義務を十分に果たしていない旗国や船舶所有者に対し、条約への適合を促す効果が期待されている。

集中検査キャンペーン（CIC）：新たに導入された要件等テーマを特定して通常のP S C検査に加え、年1回3か月間にわたり集中的に実施する検査キャンペーン。

東京MOUが実施している研修訓練事業：

日本財団のご支援を得て以下の事業を実施。

一般研修：経験年数5年未満のP S C検査官を対象にした全般的な研修で、日本政府（国土交通省海事局）の全面的なご協力により、毎年日本で実施している。事前オンライン講習（32科目）、座学（1週間）及び訪船実習（2週間）で構成され、P S Cの基礎を習得させることを目的としている。域内途上国を中心に毎年十数名が参加するほか、I M Oの資金援助により他のP S C組織（パリM o Uを除く。）からも参加している。

専門家派遣研修：経験豊富なP S C検査官を加盟当局に派遣し、現地で座学・訪船実習等の研修を実施する事業。

P S C検査官交流研修：P S C検査官を他の加盟当局の検査に実際に参加させ、自国の実施方法等との相違等について意見交換をさせることにより、P S C検査方法の統一を図ることを目的とした研修。

セミナー：新たに導入された条約等の要件や集中検査キャンペーンのテーマ等最新のP S Cに関する知識を習得させるための研修で年2回実施している。

専門研修：特定のテーマについて専門知識を習得させるための研修で2年に1回実施している。

以上